

農村地域における子育て支援へのJAの関与 —別海子育て応援スペースMILKIDS「みるきっず」の事例から—

主任研究員 福田 いづみ

目次

- | | |
|----------------------------------|------------------------|
| 1. はじめに | 4. 制度の狭間を埋める支援の
必要性 |
| 2. 別海子育て応援スペース
MILKIDS「みるきっず」 | 5. おわりに |
| 3. JA道東あさひの子育て支援 | |

1. はじめに

筆者はJAの子育て支援をテーマにこれまで主に戦後からJA¹が行ってきた農繁期託児所や常設の保育所、幼稚園の運営などの変遷や意義について調査報告を行ってきた。

地域に保育施設などが不足していた戦後、家族総出で農作業を行う農繁期におけるJAの託児所は、乳幼児を持つ農業生産者にとって安心して農作業に集中するために必要なことであり、開設時期が限定的とはいえ地域に根差した育児・子育て支援施設としての機能を担っていた時代があった。1949年に当時の農林省が行った調査²では、「託児所」に取り組むJAが全国に261か所あったと報告されている。その後、1960年代を中心に組合員の幼児教育に対する関心の高まりや地域住民の要望により農協立の幼稚園や保育所が設立さ

れている^{3、4}。現在は2015年に施行された子ども・子育て支援新制度や、2016年に内閣府が創設した企業主導型保育事業を活用したJAの事業所内保育所が新しく開設され、職員の就労継続支援とともに、定員に地域枠を設けることで地域貢献につなげている⁵。

近年のJAの子育て支援に関する新たな動きとして筆者が注目しているのは、都市部とは異なる農村部特有の子育ての課題解決に向けた取組みである。その取組事例として、2020年6月発行の本誌において北海道の中標津町とJAけねべつが連携し、保育所の無い地域で取り組んでいる保育事業（一時預かり事業）について取り上げた⁶。本稿ではその第2弾として、2020年10月に北海道の別海町において主に農業関係者に向けてスタートした子育て支援の取組みとJAの関与について報告する。

1 1991年までを農協、1992年以降はJAが呼称として使用されているが、本稿内においては、固有名詞以外全てJAに統一する。

2 農林省農政局『農業協同組合統計表』第2次（昭和24事業年度）の調査結果。農協（JA）の生活文化事業においては「共同炊事」「託児所」「浴場」「理髪所」「文庫」などが調査対象となっている。

3 福田いづみ「農業協同組合の保育事業のこれまでとこれから—農村の保育ニーズに寄り添い続けて—」『創立30周年記念論文集』pp. 38–55（一社）JA共済総合研究所2021年3月を参照。

4 当時設立された保育施設の中で、現在もJAが運営を続けている唯一のJA加古川南の保育施設「くみあい保育園」の詳細等については、福田いづみ「農協の保育事業～生活インフラ機能としての今日的ニーズ～」『共済総研レポートNo.142』pp. 21–31（一社）JA共済総合研究所2015年12月を参照。

5 子ども・子育て支援新制度、企業主導型保育事業を活用したJAの保育事業に関しては、福田いづみ「待機児童解消に向けて期待される民間の力～JAで取組みがはじまった事業所内保育所～」『共済総研レポートNo.148』pp. 46–53および「企業主導型保育事業～現状とJAの動向」『共済総研レポートNo.163』pp. 42–48（一社）JA共済総合研究所2016年12月を参照。

6 福田いづみ「JAの子育て支援への新たな関り—農村部における子育ての課題に向けて—」『共済総研レポートNo.169』pp. 18–21（一社）JA共済総合研究所2020年6月を参照。

2. 別海子育て応援スペースMILKIDS 「みるきっず」

「みるきっず」外観



北海道の酪農中心の純農村地帯、別海町にある別海子育て応援スペースMILKIDS「みるきっず」（以下、みるきっず）は、酪農家でJA組合員、NOSAI道東の元理事でもあった小林隆一氏（以下、小林代表）を代表に据え、コーディネーターの坂川理沙氏（以下、坂川氏）がスタッフ等⁷とともに運営している民間の子育て支援組織である。

（1）みるきっずの概要

みるきっずの概要は（図表1）のとおりである。

設立のきっかけは、小林代表の「近年増加傾向にある女性獣医師や農業の担い手が子育

てをしながら安心して働き続けることのできる環境整備を行い、酪畜産業を支えていきたい」という想いによるものである。小林代表は、日曜・祝祭日関係なく働く酪農家や緊急往診に対応する獣医師にとって、いつでも安心して子どもを預けられる場所の確保は就労継続という意味において重要な課題であり、特に地縁も血縁も無い新規就農の酪農家や他の地域から赴任した獣医師にとっては切実な問題であると捉えていた。

みるきっずの実現に向けては、地域に豊富な人脈を持つ小林代表の後ろ盾のもと、東京出身で保育士等の資格や経験を有する坂川氏（自身も子育て中で獣医師の妻）を中心に2019年末ころから準備が進められた。場所は、NOSAI道東・根室南部事業センター所有の住宅を借り受け、授乳室や遊戯室、子ども用の洗面台などの改修工事を行うとともに、ベビーベッドや玩具等を設置し、親子が快適に過ごせる環境を整えた。事業内容を検討する際は、冒頭で述べたJAけねべつの一時預かりの事例を参考にしたという。なお、同時期に子育て支援の実施を検討していたJA道東あさひが、みるきっずの設立の趣旨に賛同し初期費用の一部を負担している。（JA道東あさひの助成制度については第3節において述べる）。

（図表1）「みるきっず」概要

開設	2021年4月 正式オープン（2020年10月プレオープン）
場所	北海道野付郡別海町緑町119-2（元NOSAI住宅）
代表	小林隆一氏（酪農家・JA組合員・元NOSAI理事）
副代表（コーディネーター）	坂川理沙氏（保育士、幼稚園教諭、小学校教諭等有資格者）
主要スタッフ	保育士 3名 その他 6名
開設時間	午前9時～午後5時（時間外も対応可） 不定休
補助金等	小林代表、JA道東あさひ、NOSAI道東、中山間地域等直接支払制度

（出所）「みるきっず」提供資料より筆者作成

7 スタッフには保育士や幼稚園教諭、看護師等のキャリアを持つ者あり。その他にも様々な人が関わっている。

プレイルーム



乳児室



(2) プレオーブンから本格稼働へ

みるきっずは2020年10月～2021年3月末のプレオーブンを経て、2021年4月から本格的に稼働を開始した。みるきっずの主な事業

は（図表2）のとおりである。プレオーブン時から別海町のファミリー・サポート・センター事業（図表3）（以下、ファミ・サポ事業）⁸の協力会員として託児や送迎等を行っている。また、専用施設を持つ強みを活かした場所貸し（プレイルームの貸切りレンタルサービス）や、保育士等の経験を持つスタッフが考案した季節行事やクラフト作りを定期的に行っている。また、利用者の特技を生かして講師をお願いしたり、演奏会を開くなどの利用者と運営者という枠組みを固定しないイベントや、おさがりマーケット（子ども用品のリサイクル）等の親子が楽しめる多彩な活動が好評である。

みるきっずの利用状況については、農繁期に依頼が増える託児をはじめ、平日は、搾乳時間の合間に訪れる酪農家や専業主婦、育児休業中の母子の利用が多く、休日のイベントには、保育所などに子どもを預けて平日仕事をしている家族の参加も見られる。

2021年4月からの本格稼働以降は、コロナの影響等で活動を制限せざるを得ない時期もあったが、緊急時の託児は継続するなどして柔軟に対応し、各種イベントについても感染症予防に配慮して活動を続けてきた（図表4）。

（図表2）「みるきっず」主な事業内容

別海町ファミリー・サポート・センター事業への協力	みるきっずスタッフ（保育士・看護師の有資格者）がサポート 託児、送迎等
みるきっずサロンの開催（毎月）	ママ友づくりをサポート（参加費無料）
みるきっずクラフト（毎月）	成長記録になる手形アート作品作り等 事前予約（参加費300円／回）
おさがりマーケット（不定期）	ベビー、マタニティ用品、おもちゃ等のリサイクル
プレイルームの貸し切りレンタルサービス（事前予約制）	ママ友の集まりや、雨や雪の日の子どもの遊び場として 1時間300円 6時間パック1,500円 1日パック2,000円（冷暖房費込み）

（出所）「みるきっず」提供資料より筆者作成

8 ファミリー・サポート・センター事業（子育て支援活動支援事業）は、子ども・子育て支援法第59条に定められ、児童福祉法を根拠とする「地域子ども・子育て支援事業」の13種類の事業の中の一つ。事業概要については末尾参考資料を参照

みるきっずはホームページをはじめ、LINEの公式アカウントやInstagram、Facebook等のSNSをフルに活用し、情報発信を行っている。特にLINEを利用したイベント等の告知や申込み受付等の対応は、デジタルネイティブ世代のニーズにマッチしている。LINEの活用により曜日や時間を気にせずに自分のペースで情報にアクセスでき、メッセージを送ることができる点等は、制度に縛られない民間組織ならではの柔軟性であるといえよう。

これまでみるきっずの運営を牽引してきた坂川氏は、「この地域で乳幼児を育てている母親の多くは町外から嫁いで来ており、周囲とのつながりが希薄で孤独を感じている」と指摘する。コミュニティの希薄化などによる都市部の子育ての孤立とは異なり、農村部における子育ての孤立の問題は、そもそも近隣に子育て仲間がないことにより生じやすい。みるきっずには行政の子育て支援センターのような情報掲示スペースがあり、地域の子育て支援情報に関する資料提供も行っている。

開設当初のみるきっず利用者は、育児学級などで知り合ったママ友グループが子連れで気兼ねなく集まれる場所としてみるきっずのプレイルームを借りる「貸し切りレンタルサービス」への需要が高かった。しかし、コロナ以降は町の育児教室や子育てひろばでの交流が難しくなったため、子育て仲間とのつながりを求めて、みるきっずを訪れる親子連れが増えているという。その意味でみるきっずの存在は、地域の子育て中の親子の出会いの場であり、困った時に相談に乗ってもらえる拠り所となっている。そして、運営スタッフも子育て中の母親であることから支援する側とされる側といった一方的な関係でなく、子育て中の母親同士の支え合いの関係が生まれている。

(図表3) 別海町のファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業とは、町内在住・在勤者で子育てを手伝ってほしい人（利用会員）と子育ての手伝いができる人（協力会員）が会員登録し、地域の中で子育てを助け合う組織である。利用会員は生後3か月以上の乳幼児を育児している者、協力会員は健康で積極的に活動できる20歳以上の者で会員登録後に講習を受講してから活動開始となる。利用会員と協力会員を兼ねた「両方会員」になることも可能である。また、活動内容を保育所等の送迎に限定した「準協力会員」、「準両方会員」などもある。

利用の手順は、利用会員が役場の事務局に希望の日時などを伝え、協力会員とのマッチングを行った後、対応可能となった協力会員と利用会員が子どもの好きな遊びやアレルギーなどの注意点等について打ち合せを行い、利用終了後に料金を支払う仕組みである。

主な活動内容	利用料金
・保育所等の開始時間前または終了後に子どもを預かること。	・月曜日～金曜日 7時～19時 30分 350円 上記以外の時間 30分 400円
・保育所等の送迎を行うこと	・土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3) 30分 500円
・買い物、通院等保護者の都合により一時的に子どもを預かること。	
・その他会員の育児のために援助を行うこと。	

(出所)『べつかい子育てガイドブック』2022年6月作成より筆者作成

<https://betsukai.jp/kurashi/birth/guidebook/>

(図表4) 2021年度「みるきっず」利用実績

月	利用 人数	内 訳			
		一般 市民	農業 関連職	(内JA組合員)	(内NOSAI)
4	200	104	96	61	26
5	108*	29	79	43	31
6	119*	68	51	27	7
7	286	132	154	74	37
8	121*	65	56	19	28
9	44*	15	29	16	4
10	280	136	144	61	30
11	293	124	169	66	49
12	406	155	251	118	63
1	44*	24	20	7	3
2	24*	4	20	5	5
3	223*	121	102	47	15
合計	2,148	977	1,171	544	298

(出所)「みるきっず」提供資料より筆者作成

*緊急事態宣言による利用制限（緊急託児のみ対応）期間：5/16～6/20、8/27～9/30、1/20～3/21

3. JA道東あさひの子育て支援

J A道東あさひは、北海道野付郡別海町と根室市をエリアとする酪農地帯にあるJAである。JAは、以前から子育て支援への課題意識を持っていた。組合員の農業と育児の両立に伴う心理的・肉体的負担の軽減に加え、買い物時等における一時的な託児や送迎のニーズがあることを把握する中、みるきっずの開所をJA組合員への子育て支援に取り組む契機と捉え、開所に向けた初期費用を支援することとした。そして、運営費に関しても中山間地域等直接支払制度（別海町集落）の事務手続きを行う等の協力体制を取り、みるきっずの運営を支えている。

また、JAは組合員家族を対象に別海町のファミ・サポ事業を利用した際に発生した料金の一部を助成する制度を設けている。

（図表5）JA道東あさひの助成案内



（出所）JA道東あさひ広報誌『ばかぽか』
2021年5月発行より抜粋

（1）組合員家族への助成制度

J A道東あさひは、JA女性部等からの要望で令和3年度から組合員家族を対象に別海町のファミ・サポ事業を利用⁹した際、利用1回につき500円を助成している（1人につき1か月5回まで上限2,500円まで利用できる）。託児については0～3歳児、送迎に関しては小学生までの利用を条件としている。助成金の支払いに関しては、JAが別海町から2か月ごとに提出される「活動実績報告書」をもとに組合員の利用状況を確認後、本人の指定口座に助成金を振り込む仕組みとなっている。

令和3年度は、塾や習い事の送迎といった定期的な利用をはじめ、買い物や通院等の単発的な託児への需要などがあり、51,500円（103件）分の助成が行われた。JAの担当者によれば、助成制度の周知については、JAの広報誌等で利用を呼び掛けており（図表5）、酪農家の搾乳時間と塾の送迎が重なることや、コロナ禍で乳幼児を買い物と一緒に連れていく等の事情から利用が増えつつあるという。

（2）みるきっずとの連携

J A道東あさひは、JA女性部の部会などの際にみるきっずの託児を利用している。託児は、子どもの数に応じてJAの本所の会議室に隣接したキッズルームやみるきっずのプレイルームで行われている。なお、JAのキッズルームの玩具の選定等については、保育士の資格を持つみるきっずのスタッフが助言を行った。

みるきっずは別海町のファミ・サポ事業に協力しているため、みるきっずの託児と送迎もJA道東あさひの助成制度の対象である。ファミ・サポ事業は利用したい人と協力した

9 みるきっずの利用に限らず別海町のファミ・サポ事業の利用であれば、助成の対象となる。

い人とのマッチングによって成り立っているが、利用者の中には個人宅に子どもを預けることに抵抗がある人もいる¹⁰。みるきっずは専用施設を持っていることやJAの託児等で既にスタッフと顔見知りという点がJAの助成制度を利用する際の安心感や使いやすさにもつながっている。

4. 制度の狭間を埋める支援の必要性

坂川氏は、みるきっずの運営を通して「来週困るかどうかなんてわからない。困っている人は今困っている」と緊急時などへの即時的かつ柔軟な対応の必要性を強く感じていると語る。例えば、利用に際して事前の申請や予約が必要な行政の子育て支援は、急に必要となった託児等の受入れが難しい場合が多い。

子育て支援は国の重要課題とされ、子ども・子育て支援新制度の施行や児童福祉法の改正などの法整備とともに制度が拡充されてきたが、制度の枠からこぼれ落ちてしまう育儿ニーズを補完する役割をみるきっずのような民間の制度外活動が担っている。これまでも福祉事業の多くが献身的な民間の活動が先にあって後に国が制度化してきたという歴史を持つが、子育て支援に関しても同様であり、制度内福祉と制度外活動が相まって子どもの福祉が図られてきた。

(1) 移住者がもたらす新たな価値観

都市部と異なり、子どもの預け先等の選択肢が限られる地域で、頼れる親族が近くにいない若い酪農家等が昼、夜、曜日に関係なく働きながら子どもを安心して育てていくには、制度にとらわれない農村地域の実情に合

わせた支援の必要性に目を向けていかなければならない。本稿の第2節の冒頭で述べたみるきっずの開設経緯からもそれを読み取ることができる。そして、地域の子育ての潜在的ニーズを移住者が新たな価値観によって掘り起こした点は重要なポイントであると考える。

(2) みるきっずの存在価値

みるきっずが農業従事者に限らず地域の若い母親たちに支持される理由は、東京からの移住者である坂川氏のキャリアと専門性に裏付けられた信頼と、誰が来ても受け入れるオープンでフラットな雰囲気であるが、その後ろには地域の重鎮である小林代表やJA、NOSAIといった地域に根差した農業団体がついていることも大きな力となっている。坂川氏は、「酪農業は仕事柄家庭に縛られるが、JAが関係するみるきっずへの外出は家族からの理解を得やすい」、「未来の酪農家を支えるといった視点でお嫁さんの集いの場、情報交換の場はとても重要である」という。新規就農者を呼び込む事業は多々あるが、仕事面だけでなく生活面でのサポートもセットで考えていくことが重要という課題意識が、この地域におけるみるきっずの存在価値を高めていると考える。

5. おわりに

JAがこれまでに取り組んできた子育て支援に関する事業や活動の多くは、農繁期の託児をはじめ、地域の必要性に応じる形で取り組まれ、行政に先駆けてあるいは行政と協働で運営する事業やJAならではの資源や独自性を発揮した行政とは異なる活動を行ってきた¹¹。その背景には、農業の担い手を支援

10 一般社団法人女性労働協会『令和2年度全国ファミリー・サポート・センター活動実態調査結果』2021年3月

11 福田いずみ「JAの子育て支援の変遷—多様化するニーズと展望ー」『共済総合研究Vol. 75』 pp. 62–79 (一社)
JA共済総合研究所2017年

するという意味が込められており、地域農業を存続させていくためには農業経営だけでなく農業者の生活そのものを支えていく必要があつたからである。コミュニティの希薄化に加え、子育て支援のニーズが多様化する現代社会において、時代背景や制度改正とともにJAの子育て支援への関与のあり方も移り変わってきたが、根底にあるものは今でも変わっていないのではないか。

子育て支援のニーズは地域によって様々であり、都市部には都市部の、農村部には農村部の課題がある。加速する人口減少と超高齢化社会の中においても、地域の未来を担う子どもに対するJAの支援は、将来にわたるJA事業への理解とともに地域農業への理解につながる可能性を持つ大変意義のある取組みであると考える。

【謝辞】

本稿の執筆に際し、みるきっずの小林隆一

代表、坂川理沙様、山田莉紗様、JA道東あさひ営農部の中野きよの様にはお忙しい中、現地調査にご協力いただきありがとうございました。

また、調査に同行いただきました名寄市立大学社会保育学科の長津詩織先生に多くの示唆をいただきました。

末筆ながらこの場を借りてお礼申し上げます。

【注釈以外の参考文献】

- ・新川達郎・川島典子編著『地域福祉政策論』学文社2019年
- ・玉井康之『北海道の学校と地域社会』東洋館出版社1996年
- ・東洋大学福祉社会開発研究センター『認め合い、支え合う福祉社会の近未来』中央法規出版2022年
- ・田端光美『日本の農村福祉』勁草書房1982年

【参考資料】

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の概要

令和3年度予算 1,673億円の内数 → 令和4年度予算 1,748億円の内数
(子ども・子育て支援交付金(内閣府))

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業。

○主な実施要件

- ・会員数は20人以上
- ・相互援助活動中の子どもの事故に備え、補償保険への加入
- ・子どもの預かり場所の定期的な安全点検の実施
- ・事故発生時の円滑な解決に向けた会員間の連絡等の実施
- ・提供会員に対して、緊急救命講習及び事故防止に関する講習と、少なくとも5年に1回のフォローアップ講習の実施

○相互援助活動の例

- ・保育施設等までの送迎
- ・保育施設の開始前、終了後又は学校の放課後、冠婚葬祭、買い物等の外出の際の子どもの預かり

○実施主体 市町村（特別区を含む）

○実施市町村 令和3年度 971市町村

令和2年度 956市町村

○負担割合 国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3

○主な補助単価（令和4年度予算）

【基本事業】会員数100～299人 2,000千円（会員数に応じて段階的に設定）、土日実施加算：1,800千円

【病児・緊急対応強化事業】預かり等の利用件数～59件 1,800千円（利用件数に応じて段階的に設定）

【預かり手増加のための取組加算】提供会員数が19人以下で2人以上増加の場合 500千円（提供会員の増加数に応じて段階的に設定）

【ひとり親家庭等の利用支援】500千円

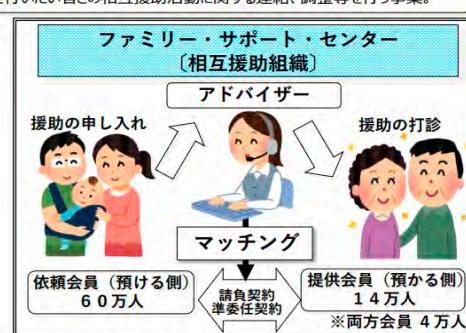
【地域子育て支援拠点等との連携】1,500千円

【開設準備経費】改修費等 4,000千円…礼金及び借料…（開設前月分）…600千円…

【令和4年度拡充事項】

・基本事業及び病児・緊急対応強化事業の拡充

会員数及び利用件数の多い自治体が円滑に事業を実施できるよう、基準額に新たな区分を設定



（出所）内閣府ホームページ <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/setsumei8-2.pdf>